

県医師会長様
郡市医師会長様

新潟県医療調整本部長

新型コロナウイルスの罹患後症状への対応について(依頼)

日頃、本県の感染症対策行政に対して格別の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染後の症状（いわゆる遷延症状又は後遺症、以下「罹患後症状」という。）については、各症状において、一般の医療のなかで対処できるものが少なく、また心不全や脳炎などの他の疾患による症状を見逃さないためにも、罹患後症状と思われる症状を呈する者がまずはかかりつけ医や症状等に応じて適切な診療科の近隣の医療機関の先生方にスムーズに繋がるのが大切です。

そのため、当県においては、県ホームページにおいて県民に対し、症状等に応じて適切な診療科をアナウンスするとともに、令和4年6月17日に「新潟県における新型コロナウイルス罹患後症状への対応及び情報共有会の開催等について(通知)」(医本第85号、以下令和4年医本第85号)を発出し、かかりつけ医や近隣の医療機関の先生方に対し、罹患後症状を呈する者が受診された場合には、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」も参考に御高診いただき、更なる原因精査や治療が必要と判断された場合等必要に応じて、「専門的な医療機関リスト」にある医療機関へ紹介受診させるようお願いさせていただいたところです。

この度、「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和5年4月27日、厚生労働省事務連絡)が発出され、その特定疾患療養管理料(147点)の算定要件の1つに、都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている必要がある旨が記載されていることより、本県においては、令和4年医本第85号に記載の対応を引き続き依頼させていただくとともに、県内全ての医療機関(病院及び一般診療所)のリストを県ホームページに掲載することいたしますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。ただし、掲載にあたり何らかの不都合が生じる医療機関におかれましては、以下に記載の報告方法に従い報告をお願いいたします。報告をいただいた医療機関については、県が公表する医療機関リストから削除を行います。

なお、本件につきましては、全ての貴会員様へ周知をお願いいたします。

記

1 添付資料

- ① 「新潟県における新型コロナウイルス罹患後症状への対応及び情報共有会の開催等について(通知)」(令和4年6月17日、医本第85号)
- ② 「新潟県における新型コロナウイルス感染症の罹患後症状への対応について」

- ③ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第2版）」
- ④ 「専門的な医療機関リスト」
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和5年4月27日、厚生労働省事務連絡）

2 報告方法（県ホームページ掲載を拒否する場合のみ）

下記 URL もしくは QR コードから報告をお願いいたします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5237



【お問い合わせ】

新潟県医療調整本部 大沼・松澤

電話：025-256-8748

E-mail：ngt040330@pref.niigata.lg.jp